

国民の世論と運動で、「社会保障・税一体改革」をやめさせ、社会保障拡充への転換を！

ほっかいどうの社会保障

2013年11月28日

北海道社会保障推進協議会 Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

生活保護不服審査請求

不当裁決に再審査請求開始！

第1弾は厚労省に204人分を直接提出 11月27日記者発表



11月26日、生活保護制度を良くする会の代表が、厚生労働省に、204人分の再審査請求書を提出しました。

8月～9月にかけて行った生活保護基準引き下げに対する審査請求（道内約1400世帯）について、11月13日を皮切りに、北海道知事から順次請求人に「棄却」の裁決書が届いています（11/27時点で328件到着）

「単なる不満を述べているだけ」などが棄却の理由

棄却の理由は、①厚生労働大臣が決めた「保護基準」に従って算定しただけ、②審査庁（道知事）には、憲法第25条（生存権）に違反するか否かを判断する権限がない、③私の手記などで「くらしていけない」等訴えているが、単なる「不満」を述べているだけなどで、到底受け入れられるものではありません。生活保護制度を良くする会では、再審査請求（裁決内容を知った日の翌日から30日以内が提出期限）を行って、断固たたかうことにしています。

11月27日には、審査請求の裁決に対する再審査請求などの取り組みについて、記者発表しました。

再審査請求の第1弾は、厚生労働省に直接提出したこと、厚労省との交渉の中で、基準については「今後のことは、消費税増税の影響、物価の上昇の影響を踏まえて検討していく」と回答する一方、「母子などの加算、生業扶助、住宅扶助、一時扶助の縮小・廃止については、基準部会の検討を踏まえて考える」と縮小・廃止の可能性に言及しました。

会としては、裁決書が届きしだい、順次30日以内に再審査請求をすすめること、2014年5月には、もっと大きな規模で審査請求をする準備をしていると説明しました。代表の大橋晃・道社保協会長もあいさつしました。



「寒い冬を越せない」「年を越すことができない」

命が危ない！

小樽などで、冬季加算や期末一時扶助に対する審査請求をはじめ

生活保護基準の見直しは、冬季加算（11月から3月）や期末一時扶助も引き下げます。利用者の多くは、これらの扶助で何とか寒い冬を過ごしています。扶助費の減額に加えて、これらの減額は生命を脅かします。小樽では50件めざしてとりこんでいます。

生活保護法改悪法の先取り？ 道内20市でも

「扶養義務が保護の要件」と誤認される表現使用
北海道の調査で判明、自治体に対して改善通知

北海道は、各市の福祉事務所に対して、扶養義務者への照会文書や「保護のしおり」などで、「扶養義務が保護の要件」で誤認される表現が使用されていないか調査し、改善を求めました。

11月7日の参院厚労委員会で小池晃参議が、改悪法案で親族の収入・資産などの調査を強化する規定を先取りする形で、自治体が親族に調査書を送りつけている実態を明らかにし、厚労大臣が「申請の意思があれば受理するよう徹底する」と回答したことがきっかけです。

生活保護法などの改悪やめろ

田村厚労大臣・衆院厚労委員・道内選出議員
などへ FAXやメールを

改悪法案などは、今週衆議院厚労委員会で審議入りし、来週採決される危険性があります。会期末は来週12月6日で、会期はわずかです。

田村厚生労働大臣 への連絡先
FAX03-3595-2020（厚生労働大臣・大臣秘書室）
<https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>（厚生労働省国民の声問い合わせアドレス）

